

「700MHz帯における移動通信システムの普及のための開設指針案に関する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間：令和5年6月22日(木)～令和5年7月21日(金))

【意見提出 29件(法人10件、個人19件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>A社なる存在についてなんらの情報が出されないまま異例の速さで割当までの流れが進んでいくことに違和感がありますまずは情報の開示を国民に対ししっかりとしていただきたい</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>本件、楽天モバイルに700MHz帯における3MHzの周波数割当てを行いたいとの意識が全面的にあらわれており、楽天モバイルが実際、プラチナバンドを割り当てられていない点を勧告し、この様な出来レースでも仕方ないとは考えます。</p> <p>しかしながら楽天モバイルは、いくつかの法的問題にて訴訟などを行なっている状況です。</p> <p>法的に問題ある企業に国民の共有財産である電波を割り当てる事は、総務省が法的問題を蔑ろにしているとも言えます。</p> <p>楽天が身の潔白を証明した上で、改めて本議題のプラチナバンド割り当てを行うべきです。</p> <p>公平で真っ当な判断を期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>現時点で申請者は不明であり、特定の事業者を想定して本開設指針案を作成したものではありません。</p>	無
3	<p>混信対策について守られなかった場合にペナルティはあるのでしょうか 他業界に影響が出た際に速やかな改善をしないのであれば帯域の利用を停止させるなどの必要があると考えます</p>	<p>本開設指針案の絶対審査基準として、混信対策の取組を別表第二の十から十六までに規定しており、開設計画の認定後は開設指針</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>またこちらの帯域は混信対策が必須なことから他の帯域より資金が必要でしょうから財務に関してはこれまでより厳しい条件をつくっていただきたい 過去に国内で例のない3MHzでの運用が社会に悪い影響を及ぼさないようしっかりとしたルール作りをお願いします</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>の規定を適切に運用してまいります。 御意見の後段については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
4	<p>1. 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在携帯大手3社については800MHz帯を優先的に使用しているため、優先的に大手3社以外に手を挙げる事業者には割られるべきと思います。 <p>2. 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局設置については、事業者が個別で新たに基地局を設置するのは非常に困難であると考えます。場所(位置、電波干渉等)の問題、金銭的な問題等さらには大手3社については今まで国民の財産である電波を非常に安価かつ好きなように使用してきたと考えております。 <p>このため、既存基地局を今後要望している事業者とも有効に利用できる仕組みを考えるべきと考えます。</p> <p>また、新規開設に当たっては国が費用を一旦肩代わりし、超低金利で借款することが望ましいと考えます。</p> <p>このため、新規開設を希望する事業者には、開設予定スケジュールと進捗の提示を義務づける必要があると考えます。</p> <p>3. 700MHz 帯の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針(案)</p> <p>各通信事業者の前年度通信事業利益の1/10程度が妥当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の「1」については、いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを比較審査基準の一つとしております。</p> <p>御意見の「2」については、認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。その他の御意見については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見の「3」については、これまでと同様の算出モデルに基づき、海外のオークション結果を元に金額を算出し、今回の周波数帯における特殊要因である地上テレビ受信障害対策に係る費用を減額することで、特定基地局開設料の「標準的金額」を算定してまいります。</p>	無
5	<p>■比較審査基準にある「道路カバー率」を、鉄道および道路にするすること</p>	<p>「デジタル田園都市国家インフラ整備計画</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>交通路は道路だけではない。ましてや今回はエリアカバー重視のプラチナバンドであり、鉄道利用者を不利にするような審査基準を政府が設けるのは極めて不適切。また、近年新規参入した MNO では、鉄道駅やバス乗り換え拠点となる場所に自社回線を整備しないままパートナー回線も切って完全圏外になる例が増えているが、こうしたエリア整備方針は公共の利益に適うものではない。交通政策基本法における国の責務も鑑みて、比較審査基準において鉄道路線やバス乗り換え拠点での整備状況も評価に加えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>(改訂版) (令和5年4月25日総務省) の整備目標の1つである道路(高速道路及び国道)カバー率を比較審査基準としております。御意見については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>プラチナバンド帯を既存の3社で独占している状況に変化を加えることに賛成です。また楽天モバイルを含め、ある程度設備投資が充実した新規企業の参入を支持します。</p> <p>(従前、ソフトバンクが資金を投入しその帯域の権利を得た事も存じておりますが…) 電波を含むインフラ整備の拡充は国民生活の向上が目的であり、その高品質なサービスを国民に安く提供する事を、政府はもっと推進すべきです。同様に付随する放送局の帯域も、整理整頓すれば、合理的かつ充実した電波環境が作れるはずですから、政治で一般ユーザーのためにも行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>700MHz帯が有効に利用される方針に賛成です。</p> <p>ただ、旧TVブースターの問題や、地デジや特定ラジオマイクの帯域と以前よりも近づくことにより、お互いに混信が発生しやすくなると思いますので、その対策なども積極的に行うよう、今後も引き続き指導も行ってもらえたらと思います。</p> <p>一方で、SNS上では、明らかに計画値を満たすためと思われるように設置された基地局の存在が指摘されています。</p> <p>開設された基地局を巡ることが一部で流行しているのですが、藪に向かって電波を発射していたり、地面近くなど低い位置にアンテナを設置しているものがあ</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、認定を受けた事業者において、適切に基地局を設置することが重要であると考えます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>ります。</p> <p>総務省においては、電波の有効利用とはいえない無駄な基地局の調査は行っておらず、そのような基地局の存在も把握していないと思われませんが、開設計画の基地局数を人口カバー率を満たす数よりも多く計画し、配点を上げることで認定を受けやすくすることが現在の指針ではできますので、その対策を盛り込んでもらうと、さらに良くなると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
8-1	<p>絶対審査基準（案）における「エリア展開」について</p> <p>平成24年の「700MHz帯を使用する特定基地局の開設に関する指針」においては「認定後7年後（2019年度末）までに全ての管内で人口カバー率80%」と定められている一方、本件では「認定後10年」で「80%」としており、同じ周波数帯、同じ目的にもかかわらず絶対審査基準が根拠なく緩和されているように見受けられます。後述の懸念からも人口カバー率または道路・面積カバー率の絶対審査基準を適正な目標値へと変更するよう意見いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>審査項目は、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案して、割当ての都度検討するものです。</p> <p>人口カバー率については、当時と人口カバー率の算出方法が異なっていることから、一概に比較することは困難です。道路カバー率や面積カバー率については、絶対審査基準には含まれておりませんが、比較審査基準において考慮することとしています。</p>	無
8-2	<p>比較審査基準の審査項目と配点（案）について</p> <p>「公平性」基準においてプラチナバンドの割当てを受けていないのみによって24点が得られる一方、「特定基地局の開設数」、「人口カバー率」の配点が12のみ、「道路カバー」が4のみであることから、既存プラチナバンドを持たない事業者は同保有事業者に比して十分な得点を得ることができるため、同保有事業者は申請に参加するインセンティブが働きません。一方、高周波との組み合わせを基準としていることから、実質的に楽天モバイル以外の申請は困難と言えます。</p> <p>よって、申請内容による競争は行われなことが見込まれ、申請する開設数を全国市区町村の80%の役場をカバーする各1局を除きゼロとする十分なインセンティブが働きます。これは「700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」という本開設指針の目的に反するものと言えます。よって、</p>	<p>いわゆるプラチナバンドの割当てを受けている事業者や高周波数帯の割当てを受けていない事業者についても、開設計画を申請することは可能です。なお、「公平性・競争促進」「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしています。</p> <p>人口カバー率は、本開設指針案第五項に定めているとおり、四次メッシュの過半をカバーした際に、当該メッシュをカバーしたものとして計算しており、絶対審査基準において</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>絶対審査基準の人口カバー率の基準の適正化、および、道路カバー率、面積カバー率の目安となるカバー率を示しそれを満たす十分な数の基地局の開設を義務付けるよう検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>申請者は必要なメッシュをカバーできるよう基地局を開設する必要があります。</p> <p>道路カバー率や面積カバー率については、比較審査基準において考慮することとしています。</p>	
9	<p>比較審査基準の審査項目と配点について、Dの「いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと」という項目により、プラチナバンドの割当てがされていない申請者が24点、現在プラチナバンドが割当てられている3社の点数が0点になることで、貴重なプラチナバンドが偏った割当てになりにくくなることは、とても良いことだと思います。</p> <p>しかし、Gの「高周波帯と組み合わせた整備をより行うこと」という項目は、修正が必要と考えます。</p> <p>判定方法で、「高周波帯と組み合わせた具体的な整備計画を有していること」とありますが、この判定があることにより、UQやWCP、また全く電波の割当てがされていない新規参入希望者などが0点になります。</p> <p>つまり、上記のような希望者は、Dにおいて24点を獲得できても、Gで0点になり、24点しか獲得できません。</p> <p>一方、プラチナバンド未割当てかつ高周波帯が割当てられている楽天モバイルは、DとGで24+24=48点を獲得可能であり、結果的に新規参入希望者等よりも楽天モバイルを非常に優遇することになります。</p> <p>700MHz帯の3MHz幅において、5G・CAが国際標準化されていない、また700MHz帯の割当てであるにも関わらず、以前割当てがなされた高周波帯と組み合わせた具体的な整備計画を有する必要性は、疑問を感じます。</p> <p>仮にも、総務省が楽天モバイルを意図的に優遇するために追加された項目であるならば、さらに修正の必要性を感じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段に係る比較審査項目Gについては、開設計画の申請者に既に割当てられている周波数帯がある場合、当該申請者が当該周波数帯の有効利用を図っていることを確認することは、新しい周波数を割り当てる際に考慮すべき事項であるとの観点から、既存事業者同士の比較審査を念頭に設けております。</p> <p>なお、当該審査項目は、24点ではなく12点を配点しております。</p> <p>高周波数帯が割り当てられていない新規参入希望者は、比較審査項目Gにおいては0点となりますが、「高度化」のカテゴリのみならず、「エリア展開」「公平性・競争促進」「周波数の経済的価値」のカテゴリも含め、比較審査を行うこととしています。</p> <p>なお、現時点で申請者は不明であり、特定の事業者を想定して本開設指針案を作成したものではありません。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
10	<p>プラチナバンドが既存3社にどくせんされていますが、わずか3mhz幅を2つだけとは快適な通信を期待している楽天モバイルユーザーを馬鹿にしていると思えない。</p> <p>携帯既存3社と同等のプラチナバンドを配分すべき。携帯会社の寡占が続いているのは、配分に後ろ向きな総務省の責任。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見は本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>点数配分が完全に楽天に有利な条件になっているのではないか</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>現時点で申請者は不明であり、特定の事業者を想定して点数配分を設定しているものではありません。</p>	無
12	<p>絶対審査基準の財務について過去の審査基準を守れてない事業者について割り当てをして良いのかどうか</p> <p>混信対策として多くの条件がある帯域を運用するためには資金が必要なはずでこれらが守られない事態は避けるべきではないのか</p> <p>それでも資金面に問題のある事業者に割り当てをするのであれば正しく運用されなかった場合に総務省としてどう責任を負うのかを明確にするべき</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>割り当てを受ける者の財務状況については、特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしております。</p> <p>開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
13	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月）において、プラチナバンドの割り当てを受けた事業者は広いエリアカバーの実現が求められる旨集約されていることを踏まえて、周波数有効利用の観点からエリアカバーに関する指標が重視されるべきと考えます。</p>	<p>本開設指針案では、比較審査基準において、エリア展開について、他のカテゴリよりも一段高い配点とするなど、エリア展開の重要性を踏まえた審査基準になっているものと考え</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	【KDDI 株式会社】	ます。	
14	<p>今回提示された開設指針の絶対審査基準にこれまでの技術検討を踏まえて十分な混信対策が含まれたことは、隣接周波数となるテレビ放送および特定ラジオマイクが高い公共性や信頼性が求められている観点から、妥当なものと考えます。</p> <p>国民や視聴者保護の観点から、総務省は周波数の割り当て後においても、隣接周波数に対する混信を生じさせないために開設認定者が開設計画の認定要件を確実に遵守するよう、継続的に十分な監督や指導をおこなうよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>混信対策の取組については、本開設指針案の別表第二の十から十六までの規定により絶対審査基準において審査を行うとともに、認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
15	<p>今回新たに移動通信システム用に割り当てられる周波数の隣接には重要な社会インフラである地上デジタル放送や番組制作に不可欠な特定ラジオマイクが運用されています。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへ有害な混信が決して発生しないように、混信を防止する措置、受信障害対策、携帯電話端末の送信電力制御、万一発生した場合の問合せ窓口の設置等の必要な計画を無線局開設の審査基準へ設定し、確実に実行可能な開設者が認定されるように厳格に審査することを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>混信対策の取組については、本開設指針案の別表第二の十から十六までの規定により、絶対審査基準において審査を行ってまいります。</p>	無
16	<p>「狭帯域 LTE-Advanced の技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方15のとおりです。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>		
17-1	<p>4G周波数の5G化を実施したエリアへの4G容量逼迫影響の緩和、IoT端末等のサービス提供への活用が期待される700MHz帯の割当に向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎いたします。認定を受けた事業者の開設計画については厳正な管理を行い、確実に周波数の有効利用を図ることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>開設計画の認定後には本開設指針案第八項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>	無
17-2	<p>比較審査基準Dについて、プラチナバンドを割り当てていない事業者へ高配点を与えてしまうと他の項目で挽回することは困難です。公平な審査基準となるよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、競争を促進する観点から、比較審査基準において、申請者がいわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを審査項目の一つとしています。</p>	無
17-3	<p>比較審査基準Gについて、周波数帯によってそれぞれの持つ特性が異なることから、割り当て済みの高周波数帯の置局場所などの具体的な利用方法については、事業者に委ねるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>比較審査基準G（高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備をより行うこと）については、全国の高周波数帯の基地局数を評価するものであり、置局場所などの具体的な利用方法を制限するものではありません。</p>	無
18-1	<p>今回開設指針が示された700MHz帯（以下「本帯域」）は、いわゆるプラチナバンドと呼ばれる周波数帯であり、建物の屋内等にも届きやすく広いエリアカバーに適する特性を有しており、音声通話やデータ通信のみならずIoTサービスとしての活用も期待されます。加えて、将来のNR化により割当て済み周波数との一体的運用が可能となることも見込まれることから、すでにプラチナバンドの割当てを受けている事業者にとっても利用価値の高い有益な帯域であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
18-2	<p>特定基地局の開設計画の認定を受けたMNOは「自らネットワークを構築して事業展開を図る」ことが原則（※1）であると認識しています。</p> <p>認定を受けたMNOは割当てられた周波数により自らネットワークを構築し、当該周波数のサービスを提供することになることから、周波数有効利用の観点から当該周波数と同質の周波数によるローミングは不要になるものと考えます。</p> <p>したがって、本指針案に基づき、開設申請を行う時点において、同質の周波数によるローミングの利用がある場合には、当該周波数の展開計画とともに、ローミングの縮退／終了計画についても開設計画（※2）に盛り込み、一体的に審査／認定を受けるべきと考えます。</p> <p>仮に、プラチナバンド割当て後においても、都市部を含めたプラチナバンドのローミングを継続的に利用し続けることは自社の設備構築を怠ることに繋がりがねず、周波数の有効利用を阻害することになります。</p> <p>※1 第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査結果 84ページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000613735.pdf 移動通信分野におけるインフラシェアリングに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン 1ページ https://www.soumu.go.jp/main_content/000683680.pdf ※2 「別表第一 開設計画に記載すべき事項 九 電波の能率的な利用の確保に関する事項 第3号」の計画として提出</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>認定を受けたMNOは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則ではありますが、当事者同士が合意している場合、電波法の観点からは、MNOが、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、開設計画の認定後等に新たに導入可能となった周波数利用方策の活用を含め、電波の能率的な利用（開設基地局数、小セル化、セクタ分割等）を図っている場合、更なるニーズに応えるために他MNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられることから、本開設指針案にローミングの縮小等についての記載はございません。</p>	無
18-3	<p>本帯域を含むプラチナバンドは、広域なエリアカバーを求められる帯域であり、社会インフラの一部として、全国的な基地局整備と継続的な運用が求められることから、本開設計画における資金調達・収支計画は、基地局等の整備費用や特定基地局開設料に加え、災害／障害発生時の体制維持費や対策費等も考慮した計画であることが前提であると認識しています。よって、本開設計画における資</p>	<p>電気通信設備の安全・信頼性については、本開設指針案の別表第二の六に規定のとおり、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>金調達・収支計画の妥当性については、それらの観点も含め、慎重に審査・評価すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。)に関する計画及びその根拠を有していることを絶対審査基準の一つとしております。</p>	
18-4	<p>移動通信システムを用いた電気通信事業の公正な競争を促進するためには、電気通信事業者が保有する周波数の特性、周波数の帯域幅および周波数ひっ迫度のイコールフットィングの確保が重要（※）と考えます。</p> <p>周波数の特性を考慮した場合、例えばプラチナバンドのようにエリア整備に適した周波数帯に着目すると、同質の周波数を保有していない事業者が不利な事業環境に置かれることから、本指針案のように「同質の周波数の有無」を評価対象とすることは妥当であると考えます。</p> <p>一方で、この後の周波数割当てに関する事にはなりますが、今後割当て予定のトラヒック対策に適した周波数帯に着目すると、大容量ネットワークを効率的に整備するうえでは、該当周波数の帯域幅が最も重要な要素であり、例えば 5G 向けに割当てられた 100MHz 幅の割当て数が事業者の競争環境に大きく影響します。よって、公平な競争環境確保の観点からは、日本の 5G 用周波数の割当て状況を踏まえて「同質の 100MHz 幅の周波数の割当て数が少ない事業者を優先する項目」を設定することが適当です。</p> <p>加えて、公平な競争環境確保の観点からは、上記同質の周波数幅の割当て状況の他に、実際に発生しているトラヒックを反映したトラヒックひっ迫度についても考慮することが必要です。トラヒックひっ迫度の高い事業者の利用者は、他の事業者の利用者に比べ構造的に通信速度低下等の通信品質が劣化する可能性が高くなることは自明であり、当該利用者の通信品質を維持向上させるためには、周波数割当て幅についての適応が求められます。</p> <p>今後、メタバース時代の到来、本格的な 5G の進展によるトラヒックの爆発的増加を見据え、いずれかの事業者に、近い将来ネットワーク運用上の重大な懸念等が生じることがないように「トラヒックひっ迫度がより高い事業者を優先する項</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、本開設指針案に係るものではないため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>目」を設定することが必要です。</p> <p>なお、トラヒックひっ迫度については「携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査」において、評価可能な環境が整備されてきているものと理解しています。</p> <p>※「移動通信システム向け周波数の一層の有効利用に向けた制度的課題-5G 時代の電波監理-」 林秀弥 名古屋大学大学院法学研究科教授、電波監理審議会委員 <https://app.journal.ieice.org/trial/100_11/k100_11_1209/index.html> 【ソフトバンク株式会社】</p>		
18-5	<p>これまでの開設指針（※1）における特定基地局開設料の配点方式は、標準的な金額に対する上下で大きく異なる仕組みになっていましたが、本指針案ではこの配点方式が改められた他、新たに開設計画の基地局数に応じて最低額が減額される考え方が導入されています。このような考え方は、本指針案における特定基地局開設料の算定の考え方（※2）にも示されている通り、事業者による基地局設置等の設備投資を後押しするインセンティブとなり、電波の有効利用の観点からも適切であると考えられることから、今後の周波数割当てにおいても継続していくことが望ましいと考えます。</p> <p>※1:「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示」（1.7GHz 帯 東名阪以外の周波数帯）及び「2.3GHz 帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示」 ※2 「700MHz 帯の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針（案）」 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p>	無
18-6	<p>事業者が申請内容について十分検討できるよう、開設計画の認定申請マニュアルの公開から受付開始までの期間と受付期間双方について、十分な時間を確保いただくようご配慮をお願いいたします。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案に係る申請マニュアルにつきましては準備が整い次第公表させていただきます。</p>	無
18-7	<p>本帯域は、2022年11月30日に開催された「新世代モバイル通信システム委</p>	<p>御意見は本開設指針案に係るものではない</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>員会「技術検討作業班」において検討開始されてから7か月で開設指針案が示される等、割当てプロセスが迅速に実行されたものと理解しています。「デジタル変革時代の電波政策懇談会 5Gビジネスデザインワーキンググループ」において総合評価方式による割当てとなることが整理された4.9GHz帯についても、割当てプロセスを迅速に実行いただき、早急に開設指針を示していただくよう強く希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ため今回の意見募集の対象ではありませんが、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	
19	<p>700MHz帯の周波数割当てに向けて、700MHz帯における移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する開設指針が策定されることについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p>	無
20	<p>「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、①電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための措置を免許人に義務付けたこと、②開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、遵守されるべきと考えます。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方15のとおりです。</p>	無
21	<p>「狭帯域LTE-Advancedの技術的条件」について取りまとめた「新世代モバイル通信システム委員会報告」を踏まえ、開設指針において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するための計画および根拠の提出を</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>開設計画の認定要件としたこと、電波法関係審査基準において地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するために所定の措置が取られていることを絶対審査基準として規定したことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。</p> <p>地上デジタル放送および特定ラジオマイクへの有害な混信を防止するためには、法令に定められた混信防止措置が、特定基地局の認定開設者によって確実に履行されることが必要不可欠です。したがって、行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行うことと共に開設指針にあるように開設計画の進捗確認として混信防止措置の実施状況についても定期的に注視していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	14及び15のとおりです。	
22	<p>中国企業の資本を受け入れ日米政府から監視をされている企業に貴重な帯域が渡らないような条件を足すべきではないでしょうか 安全保障についてしっかりと考えて欲しいと思います</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	本開設指針案において、サイバーセキュリティ確保等の観点から、開設計画の策定に際し、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」に留意することとしています。	無
23	<p>開設指針を定める告示案において、地上デジタル放送および特定ラジオマイクに対して有害な混信を防止するための計画ならびにその根拠を有する旨を開設計画の認定要件としたことは、いずれも既存システムの業務を保護する観点から必要な措置であり、適切と考えます。</p> <p>行政には開設計画の認定にあたり、混信防止措置の実効性や確実性の審査を厳格に行うこと強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>なお、混信対策の取組については、考え方15のとおりです。</p>	無
24	<p>公平性の審査において「いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと」を設ける事には強く反対します。</p>	御意見については、考え方17-2のとおりです。	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>当該基準は特定の企業を指し示していないものの、現状では楽天のみが該当する項目となり審査の公平性が欠如していると言わざるを得ません。</p> <p>楽天は、その置局計画が思う通りに行かず、結果として KDDI のローミングで逃げています。これでは MVNO 事業者のままで存在すればよかったと言わざるを得ません。</p> <p>周波数特性だけを見れば優位なプラチナバンドですが、既存3社のように既にそのバンドを保有している事業者と違い、新たなバンド割り当ては資本投下効率が分散してしまう事にもなりかねません。</p> <p>無理に割り当てて、以前のように計画遅延が度重なれば周波数の有効活用の視点からも問題です。既存事業者3社への割り当てが公平性を持たないとするならば、同様の技術を用いた公共用の通信網へ割り当てるのが筋ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
25	<p>とある最強な通信キャリア様が、どこかの中心にある某国の新興メーカーの無線機を使用していると一部 SNS で話題となりました。無論そのこと事態が直ちに問題だと言えないとは理解していますが確かに懸念の声はあります。</p> <p>つきましては開設指針案にある絶対審査基準の「特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること」に関して政府でも特に注視して頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見については、考え方22のとおりです。	無
26	<p>今回の 700MHz 帯においては、情報通信審議会からの一部答申と、狭帯域 LTE-Advanced システムの導入に係る制度整備の意見募集と、この開設指針案に関する意見募集が同日に発表されるという恐らく過去に類を見ないスピード感で事態が進展しており、これについては私としては一定の評価をしております。</p> <p>一方で何故今回に関してだけここまで飛び抜けてスピード感があるのかという点については何ら国民への説明もなく私としては行政に対する不信感が少なからず募りました。</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見の後段については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>特定の事業者の事情を忖度したものではないのかとも噂されていますが、そうでないなら今後の割当てにおいても同様のスピード感が維持されるよう願います。</p> <p>また今後も公平公正な行政が行われるよう期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
27	<p>比較審査項目 G について。絶対いないと思いますが仮の話で新規参入事業者が手を挙げた場合どうするのでしょうか？そもそも高周波数帯を持っていないのに 0 点にするのは不公平だと思いますが。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見については、考え方 9 の後段のとおりです。	無
28	<p>(1) 今後も、MNO の携帯電話各社および新規参入を希望する企業等が、繋がりやすさを求めるユーザーに応えるためにも設備投資を抑えるためにもプラチナバンドの周波数帯をさらに切望している問題、</p> <p>(2) MNO の携帯電話各社が広い帯域の高周波数帯 (sub6・ミリ波) を付与されているものの十分に活用できていない問題、</p> <p>(3) 地デジ用に割り当てられてる周波数帯の多くは、携帯電話の国際バンドでもあり、携帯電話としての有効利用も可能なこと、また、一部が有効かつ効率的に利用されていない問題。</p> <p>の解決に向けて、既に付与されている周波数も含めて、優先的に協力することを、本件プラチナバンド利用の条件とすべきである。</p> <p>あくまでも一例だが、前記 (3) の地デジ用に割り当てられた周波数帯は、全てが、広いエリアで効率的に活用されているわけではない。</p> <p>これら、広い範囲で効率的に活用されているわけではないもの、ないし、ごく限られた地域で非効率に活用されているものについては、可能な範囲で、有効活用できるように方法を検討すべきである。</p> <p>そのための方法として、あくまでも一例ではあるが、前記 (2) の MNO の携帯電話各社が、周波数帯域・通信容量・対象エリアを限定したうえで、難視聴地域</p>	<p>御意見の前段については、本開設指針案において、高周波数帯と組み合わせた整備をより行うことを比較審査項目の一つとしております。</p> <p>御意見の後段については、総務省の今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	<p>や過疎地域の自宅用の固定通信回線を兼ねて、この固定通信回線を経由した IP 放送等による地デジの難視聴地域対策ないし地上波 4K 等の将来の新たな放送方式への移行のための暫定的な放送への協力を、本件プラチナバンド利用の条件とするべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
29	<p>ネットでは楽天モバイルへ 700MHz を確実にあげるための審査項目と言われており(私はそうは思いませんが)、そういうことを言わせないためにも国民にもっと丁寧に説明した方がよいのではないかと思います</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	御意見については、考え方11のとおりです。	無

※1 取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。

※2 700MHz 帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案については、令和5年7月4日にサイバーセキュリティ対策本部より「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和五年度版）」が決定されたため、開設指針別表第第一の三の2について、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和三年度版）」を「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和五年度版）」と改めています。また、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行いました。